

<別冊 2 >

緊急時対応マニュアル

<テント基地（本部）に持参>

目次

1. 連絡先	2
2. 連絡フロー	3
3. 通報内容	4
4. 農場からの退出方法	4
5. 入退場の動線	5

1. 連絡先

農場住所：

目印等：

農場統括責任者：

連絡先：

県対策本部

家畜保健衛生所：0 7 4 8 - 3 7 - 7 5 1 1

畜産課：0 7 7 - 5 2 8 - 3 8 5 3

現地対策本部

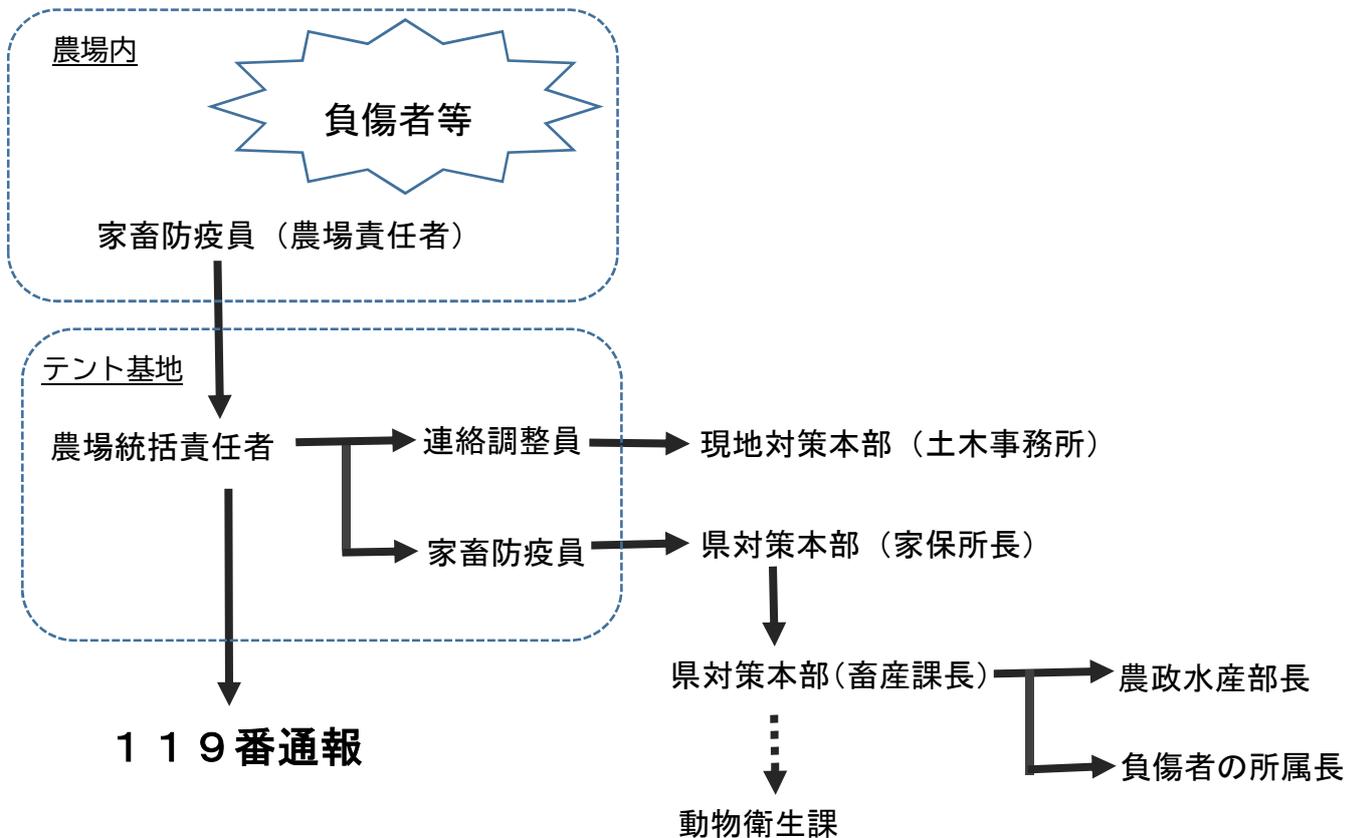
土木事務所：

農業農村振興事務所：

管轄消防本部：

2. 連絡フロー

- 1) 家畜防疫員は、作業を中止するよう班員（防疫作業従事者）に指示する。
- 2) 家畜防疫員は、農場統括責任者へ状況等を報告する。
- 3) 報告を受けた農場統括責任者は、状況を確認し、**119番通報**する。
- 4) 農場統括責任者（もしくは家畜防疫員）は、県対策本部（家保）へ状況を報告する。
- 5) 家畜防疫連絡調整員は、現地対策本部（土木事務所）に状況を報告する。
- 6) 報告を受けた県対策本部（家保所長）は、県対策本部（畜産課長）へ連絡する。
- 7) 報告を受けた現地対策本部（土木事務所）は、地域防災危機管理監へ報告する。
- 8) 県対策本部（畜産課長）は、農政水産部長および負傷者（体調不良者）の所属長へ報告する。
- 9) 県対策本部（畜産課）は、状況により動物衛生課に報告する。
- 10) 農場統括責任者は、テント基地係に救急車の誘導を指示する。



3. 通報内容

農場統括責任者は、下記内容を通報する。

- 1) 場所（住所、目印等）
- 2) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対応中であること
- 3) 負傷者の状態
- 4) 通報者（農場統括責任者）の氏名および電話番号
- 5) 救急隊員の防護具等の着用（農場到着までに着用してもらうこと）
 - ・防護服2枚
 - ・ゴーグル
 - ・防塵マスク
 - ・薄手手袋
 - ・ブーツカバー

<注意事項>

迅速な搬送を行うため、救急隊員が着用する防護具等は消防本部にて準備し、着用の上出動する。そのため、通報時に必ず防護具等の着用を依頼すること。使用した防護具等については後日県対策本部より返却等について調整することとする。

4. 農場からの退場方法

負傷者が発生した際は、全身消毒、靴底の消毒後、脱衣テントを通して退場し、救護テントもしくは休憩用テントにて救急車が到着するまで待機する。

ただし、負傷者の歩行が困難な場合は、通報時にその旨を申告し、指示を仰ぐものとする。救護者の防護服が汚染物品等で汚染されている場合は、可能な限り救急車の到着前までに蓄圧式噴霧器等を用いて消毒する。負傷者の防護具等は、農場出口または救急車乗車前にすべて脱衣し、脱衣した防護具等はすべて回収する。

5. 入退場の動線

【テント基地】

